

令和7年度三朝町地域おこし協力隊募集要領【果樹生産振興分野】

1 目的

自然と歴史・文化、温泉が調和した魅力あふれる町・三朝町の活性化に向け、地域おこし協力隊として活動する人材（以下「隊員」という。）を募集します。

2 業務の概要及び募集人員

(1) 業務の概要等

梨の生産振興に関する業務

- ① 町内に居住し、町内の二十世紀梨などを栽培する果樹農家の作業を手伝いながら、その栽培管理技術等を習得するとともに、作業や体験の様子や三朝町の良いところ等を、SNSなどを通じて情報発信する。
- ② 農作業をとおして、地域の農業を維持する活動や、町や地域が開催する地域振興のイベントや活動に参加、協力する。

(2) 募集人員

若干名

3 応募資格

次の①～⑧の全てに該当する者 ※②はア又はイのどちらかに該当する者

- ① 年齢が18歳以上（令和7年4月1日現在）
- ② ア 条件不利地域以外の地域から生活の拠点を移し、住民票を移動することができる
イ 地域おこし協力隊員であった者（同一地域における活動2年以上、かつ、解嘱から1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、町に住民票を異動することができる
- ③ 地域振興や人との交流に意欲があり、知識やスキルを活用して三朝町での就農や定住を検討している
- ④ 心身ともに健康で、地域にじむ意思を有し、誠実かつ積極的に活動できる
- ⑤ 次に該当しないこと
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・三朝町の職員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑥ パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末などの一般的な操作ができる
- ⑦ インターネットやSNSを通じて幅広い情報収集と発信ができる
- ⑧ 普通自動車運転免許を取得している（又は任用の日までに取得見込み）

4 雇用形態

三朝町会計年度任用職員として採用します。

5 任用期間

採用の日から1年間を基本とし、延長を希望する場合は、最長で3年間まで延長することができるものとします。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合、更新はしません。

なお、任用の日は隊員と協議のうえ決定します（特段の事情がなければ、採用決定をした日から2か月以内の日を想定しています）。

6 報酬等

- (1) 隊員の報酬は、月額166,000円（任用されてから2年目以降は月額171,000円、3年目以降は月額176,000円）とします。ただし、社会保険料等（社会保険（健康保険、厚生年

金) 料及び雇用保険料をいう。) の隊員負担分は控除します。

- (2) 期末・勤勉手当を支給します(年2回)。※着任の時期により異なる場合あり。
- (3) 隊員の赴任に伴う移転料を予算の範囲内で町が支給します。

7 住居及び車両

住居は、町が用意する住宅に居住するものとし、家賃(駐車場代を含む。)は町が負担します。ただし、共益費、光熱水費、通信費、燃料費等は隊員の負担とします。

業務に必要となる車両を隊員が用意した場合、町は当該車両の借上料を予算の範囲内で支給します。この場合において、隊員は当該車両に関する対人対物賠償保険加入など所要の手続きを行うものとします(自家用車の公務使用に関する規程(平成6年三朝町訓令第1号)の規定の例による。)。

8 勤務地

三朝町内の活動拠点

9 活動形態等

- (1) 勤務時間は、1日当たり7時間30分、週5日勤務(37時間30分)を基本とします。ただし、必要に応じて勤務日以外の勤務もあり、その場合は振替対応とします。
- (2) 休日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこととします。また、年末年始の12月29日から翌年の1月3日までの日についても同様とします。
- (3) 年次休暇は、1年目は12日、2年目以降は勤務年数に応じ付与します。

※着任の時期により異なる場合があります。

10 応募方法等

(1) 応募方法

別紙の応募用紙に必要事項を御記入のうえ、以下の書類を添付して、三朝町役場総務課へ郵送又はお持ちください。(なお、提出書類は返却しません。)

添付書類：履歴書、住民票の写し、運転免許証の写し、その他応募資格を証明する書類

※応募用紙に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき厳正に管理します。

※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

(2) 募集受付期間

令和8年2月27日(金)まで

※毎月末締切で、随時選考を行います。そのため、募集期間内に受付を終了する場合があります。

(3) 選考方法

書類及び面接による審査を行います。(※応募の秘密は守られます。)

(ア) 第1次選考(書類審査)

(イ) 第2次選考(面接による審査)

① 三朝町役場で面接による審査を行います。

② 面接会場への移動にかかる経費は、応募者負担となります。

③ 日程等詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※希望により、第2次選考(面接)はオンラインで行うことも可能です。

11 応募・問合先

(1) 応募先

宛先: 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬999番地2
三朝町役場総務課(職員採用担当宛)

(2) 問合先

担当課: 三朝町農林課(担当: 河中) 0858-43-3515
//企画健康課(担当: 米田) 0858-43-3506
Eメール: kikaku@town.misasa.tottori.jp